

## 要介護認定の申請をされる方へ

### ◎要介護認定とは

その人がどれくらい介護を必要とするかを判定するものです。

介護認定を受けることにより介護保険の制度を費用の一部を支払い、利用することができます。

### 対象となる方は

65歳以上で介護が必要になられた方

40～64歳までの方は 「特定疾病」により介護が必要となった方

質問 認定を受けたら必ず、制度を利用しないといけませんか？

答え 希望しない場合は、利用する必要はありません。

また、すぐに利用希望がないのであれば、認定は必ずしも必要ではなく  
利用を希望される時に認定を受けられても遅くはありません。

### ◎要介護認定までの流れ

\*認定調査と主治医の診察を受けることが必要です。

質問 2回目以降の手続きの場合はどうなりますか？

答え 新規で申請をされる方も更新申請の方も流れは同じです。

### ◎申請にあたって

\*窓口は役場 介護保険担当窓口です。

### \*申請に必要なもの

☆要介護・要支援認定申請書

(役場 介護保険担当窓口にあります)

☆窓口に来られる方の身分証明書

(運転免許証など)

☆介護保険被保険者証

(65歳以上の方のみ)

☆医療保険証

(40～64歳までの方のみ)

☆被保険者本人の個人番号が確認できるもの

(個人番号通知カード、住民票の写しなど)

☆事業所印または代行者個人印

(申請代行者が事業所の場合のみ)

☆委任状

(被保険者本人、同居の家族または申請代行事業所以外の方が申請を行う場合のみ)

(役場 介護保険担当窓口または安八郡広域連合 HP にて様式をダウンロードできます)

\*かかりつけ医について

認定にはかかりつけ医師の「意見書」が必要になります。

そのため、かかりつけ医師の「氏名」「医療機関名」を申請書に記載しますので、診察券などわかるものも持参するとよいでしょう。

申請後、医師あての書類をお渡ししますので、早期に医療機関持参のうえ、受診をしてください。  
(郡外の医療機関は郵送しますので持参の必要はありません)

\*認定調査について

調査員が、申請者様と面談をします。関係者様にもご同席をいただきます。

日程については後日調査員から連絡をさせていただきますが、

平日の日中(午前9時~午後5時)、時間が取れるようにご都合を調整してください。

調査は一時間ほどでおわります。

質問 調査の立ち合いは必ず必要ですか？

答え ご本人の日頃の様子も細かく立ち合いされる方にお訊ねをします。

介護の必要度を正しく判定するために必ず立ち合いをお願いします。

◎次に該当する方は 申請時期を改めた方がよい場合がありますのでご注意ください。

☆病気を発症して間がないとき。

⇒ 調査員が申請者を訪問できなかつたり、今後容態が急変する可能性があるため、その方にあつた正しい認定ができない事があります。

☆一時的な体調不良を起こしている。(発熱、脱水など)

☆近々入院加療、手術等を控えている。もしくは入所などで生活環境が変わる。

⇒ 治療などによる身体状況の変化、生活環境により、介護状況が変化する可能性があります。